

社会福祉法人三矢会役員退任手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三矢会の役員が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人三矢会の評議員、役員（理事及び監事）に適用し、その者が退任した場合に、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

(退任手当の額)

第3条 退任手当の額は、5万円に次に掲げる割合に在任期間を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 在任期間1年以上5年未満 | 1年につき100/100 |
| (2) 在任期間5年以上10年未満 | 1年につき110/100 |
| (3) 在任期間10年以上 | 1年につき120/100 |

(理事長の退任の場合)

第4条 理事長の退任手当の額は、8万円に次に掲げる割合に在任期間を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 在任期間1年以上10年未満 | 1年につき125/100 |
| (2) 在任期間10年以上20年未満 | 1年につき135/100 |
| (3) 在任期間20年以上30年未満 | 1年につき150/100 |
| (4) 在任期間30年以上の期間 | 1年につき200/100 |

(業務上の傷病又は死亡による退任の場合)

第5条 法人業務上の傷病又は死亡により退任した者は、5万円に次に掲げる割合に在任期間を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 在任期間1年以上10年未満 | 1年につき150/100 |
| (2) 在任期間10年以上20年未満 | 1年につき160/100 |
| (3) 在任期間20年以上30年未満 | 1年につき180/100 |
| (4) 30年以上 | 1年につき200/100 |

(在任期間の計算)

第6条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、次の場合には、これを1年に切り上げる。

- (1) 在任期間が6か月以上1年未満である場合
- (2) 第5条の規定に該当する場合であって、在任期間が1年未満である場合

(特別加算)

第7条 在任中に、特に功労のあった役員に対しては、この規程で定める支給額のほかに特別加算金を支給することがある。但し、加算金の額については理事長が決めるものとする。

(支給時期)

第8条 この規程に基づく退任手当は、退任の日から1ヶ月以内に支給する。

(支払方法)

第9条 退任手当は、現金によって支払う。

(遺族の範囲および順位)

第10条 第2条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は労働基準法施行規則の規定を準じる。

附 則

この規程は、平成21年12月17日から施行する。

この規程は、平成30年6月15日から施行する。